

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

| | | | | | | | | |
|------|--|---------|------|-------|------------|---------|------------------|-----------|
| 法令名 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | | | 法令番号 | 平成2年法律第70号 | | | |
| 手続名 | 食鳥処理の事業変更の許可 | | | 根拠条項 | 第6条 | | | |
| 審査基準 | <p>第3条の許可を受けた者は、同条の許可に係る食鳥処理場の構造又は設備を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>1 申請書記載事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 食鳥処理場の名称及び所在地</p> <p>(3) 変更前と変更後の食鳥処理場の構造及び設備の概要</p> <p>2 申請書添付書類</p> <p>(1) 処理場の図面</p> <p>(2) その他の厚生労働省令で定める事項を記載した図書</p> <p>ア 処理場の平面図</p> <p>イ 食鳥処理を行うための機械の配置図</p> <p>ウ 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要</p> <p>3 許可基準</p> <p>申請をした者が、第8条又は第9条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者は、許可しない。</p> <p>4 厚生労働省令で定める軽微な変更</p> <p>(1) 食鳥処理に使用する機械の変更</p> <p>(2) 照明装置の変更</p> <p>(3) 食鳥処理場内の水道配管の変更</p> <p>5 構造及び設備基準</p> <p>(1) 食鳥処理場 厚生労働省令別表第1のとおり</p> <p>(2) 認定小規模食鳥処理場 厚生労働省令別表第2のとおり</p> | | | | | | | |
| | 受付機関 | 食肉衛生検査所 | 処理機関 | 生活衛生課 | 交付機関 | 食肉衛生検査所 | 標準処理期間 標準経由期間 | 15日 7日 |